

第4章 基本計画

第1節 多面的機能を持続的に発揮する豊かな森林づくり

本県は樹木の生育に適した気候のもと、先人のたゆまぬ努力によって造成された豊かで多様な機能を持つ森林資源が充実し、全国に先駆けて利用期を迎えています。

こうした中、旺盛な木材需要を背景に活発な木材生産が行われる一方で、収益性の低さ等から伐採面積に見合う再造林が行われておらず、このような状況が続くと、森林資源の減少のみならず、豪雨等による災害の発生など、森林の有する多面的機能の発揮への影響も懸念されます。

また、令和元年度から、市町村が仲介役となり自ら経営管理できない森林所有者と林業経営者をつなぐ「森林経営管理制度」と、その推進を主な使途とする「森林環境譲与税」の譲与がスタートし、今後、手入れの行き届かない森林の適切な管理や有効活用が進むことが期待されています。

こうした状況を踏まえ、森林計画制度や森林経営管理制度及び市町村が定める機能別ゾーニング等に基づき、ICT技術の積極的な活用による効率的で適切な管理に努め、多様な樹種や齢級で構成された、多面的機能を持続的に発揮する豊かな森林づくりを推進します。

1 適切な森林管理の推進

具体的な施策

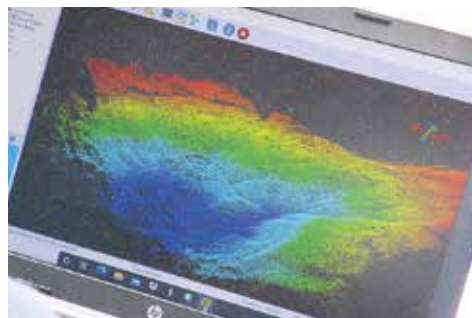


(1) 森林計画制度に即した適正な森林の整備・保全

- ① 流域ごとに森林の特性に応じた森林整備・保全の方向性を示す地域森林計画に即した伐採・造林等が実施されるよう、市町村や森林組合等と連携し適正な制度運用を図ります。
- ② 森林の区分(ゾーニング)など地域の実情に即した森林整備の規範となる市町村森林整備計画の適正な運用に向け、市町村への指導・助言に努めます。
- ③ 森林所有者に対して、個々の森林現況に応じた森林施業を行う森林経営計画の作成を促し、計画的かつ効率的な森林整備を推進します。
- ④ 伐採届出制度の適正な運用等について、市町村への指導・助言、素材生産事業者等に対する周知徹底を図るとともに、森林境界の明確化を推進し、無断伐採の未然防止に努めます。

(2) ICT等を活用した森林関連情報の整備

- ① 森林情報管理の基盤となる森林クラウドシステムの構築により、森林GISへのアクセス性を向上し、市町村や森林組合等との連携によりデータの適時更新などの資源管理の合理化を図るとともに、情報の共有化や申請手続きの簡素化による県民サービスの向上を推進します。
- ② 人工衛星データやドローンの写真データ等を活用した伐採跡地や違法開発地の把握、市町村における林地台帳情報の共有などにより、森林資源情報や森林GIS情報の的確な更新を図ります。



森林のデジタル画像



- ③ ドローンの写真データ、GISデータ等の活用により森林整備事業の申請・検査事務等の効率化を図るとともに、レーザ計測(立木、地形、所有境界等)による森林資源量等の把握や解析データを路網整備や森林整備、災害の調査・測量設計等に利活用する取組を推進します。

(3) 齢級構成の平準化

- ① 地利や地位、地形等の自然条件を踏まえ、主伐林齢の多様化に対応した計画的な伐採と確実な再造林を推進し、バランスのとれた齢級構成への誘導を図ります。
- ② 長伐期施業等を推進すべき森林において、施業体系に沿った計画的な伐採や森林整備を推進します。
- ③ 伐採時期を迎える県行造林や林業公社等の分収造林が大幅に増加することから、計画的な伐採を進めます。

(4) 公的関与による森林管理

- ① 森林所有者自らが経営管理できない森林については、県による市町村支援体制を強化するなど森林経営管理制度に基づく市町村やひなたのチカラ林業経営者による適切な経営管理を推進します。
- ② 公益性が高い場所で人工林としての管理が困難な森林については、森林環境譲与税や宮崎県森林環境税[※]を活用した間伐や植栽による広葉樹林化等を促進します。
- ③ 県有林等の公有林については、私有林における森林整備の模範となるよう、適切な森林管理や施業を実施します。

(5) 多様で豊かな森林づくりの推進

- ① スギ・ヒノキの適地における計画的な伐採や確実な植栽及び保育に加え、植栽未済地等では早生樹造林も進めるなど、森林資源の循環利用を促進します。
- ② 循環利用に適した森林以外は、針広混交林や広葉樹林への誘導、長伐期を見据えた施業による多様な樹種や林齢で構成される森林づくりを推進します。
- ③ 実のなる木の植栽や遊歩道の整備など、森林環境教育のフィールドや癒やしの場としても活用可能な森林づくりを推進します。
- ④ 巨樹・古木等を地域の宝として次世代に継承できるよう、市町村等が行う保護や保全活動を支援します。
- ⑤ 原生的な森林や溪畔林等の保全など多様な野生生物が生息・生育できる森林づくりを進めます。



多様な森林づくり

主な指標

項 目	現況値 令和元年度	目標値	
		令和7年度	令和12年度
森林経営計画作成率(%)	44.1	49.0	53.0
ICTを活用した森林管理・調査に取り組む事業体数(者)	11	25	40
森林経営管理制度における意向調査実施累計面積(ha)	1,751	32,300	68,200
広葉樹・早生樹造林面積(ha)	319	350	400

※宮崎県森林環境税

「宮崎県水と緑の森林づくり条例」の理念を実現し、県民の平等、公平な費用負担を通じて、県民全体で森林を守り育てていくため、平成18年4月に創設された県税。

第4章 基本計画

2 資源循環型の森林づくりの推進

具体的な施策



(1) 適切な再造林の推進とコストの低減

- ① 各地域に設置された山村地域の持続的発展推進会議(通称:「山会議」)等において、再造林推進の意識醸成を図るとともに、関係者が一体となった推進対策の検討を行います。
- ② 素材生産事業体と森林組合等との伐採情報の共有化を促進するとともに、伐採と再造林の「一貫作業システム」の定着を図ります。
- ③ 森林組合等と連携して森林所有者への再造林の働きかけを行うとともに、スギ植栽に際しては、花粉の少ない品種を推奨します。
- ④ コンテナ苗や大苗等を活用した低密度植栽の導入に取り組むとともに、これに対応した間伐等の新たな施業体系や造林用機械による下刈りの導入を見据えた植栽間隔の見直しなどの検討を進めます。
- ⑤ 初期成長に優れたエリートツリーや早生樹の導入、夏場を避けた時期の下刈りの実施や防草シートの活用など、作業の省力化や軽労化に向けた技術の実証や導入を進めます。
- ⑥ 地持ちえや植栽、下刈り等の作業における新たな省力化機械の実証や導入への支援などにより、労働環境の改善を推進します。



造林用(下刈り)機械

(2) 適切な間伐の推進

- ① 関係者が一体となった間伐の普及啓発により、地球温暖化の原因となる二酸化炭素の吸収・固定に貢献する健全な森づくりを推進します。
- ② 森林経営計画に基づく施業の集約化や森林作業道等の整備、列状間伐の普及など、効率的かつ計画的な間伐を推進します。
- ③ 高齢級林分においては、齢級構成の平準化と併せ、現場条件に応じて公益的機能の発揮に向けた間伐による長伐期施業への誘導を図ります。
- ④ 森林所有者による経営管理が困難で、手入れが行き届かない荒廃した森林について、森林環境譲与税を活用した市町村による間伐の実施を推進します。

(3) 優良な苗木の生産拡大

- ① 林業用苗木の生産に関する技術研修や指導等を実施し、苗木生産者の確保・育成を図ります。
- ② 需給動向の把握や生産者への情報提供、DNA鑑定に基づく系統の確かな採穂園や指定採種源の拡充、生産施設の整備支援などにより、花粉症対策苗木などの優良苗木の安定供給体制を整備します。
- ③ 初期成長に優れたエリートツリーについては、林木育種センター九州育種場等と連携、協力して認定特定増殖事業者の取組を支援し、その母樹から採穂した苗木の生産を促進します。
- ④ 植栽時期の制約が少なく、労働力の分散投入が可能なコンテナ苗については、生産施設整備への支援などにより、生産拡大と普及を図ります。



コンテナ苗

※山村地域の持続的発展推進会議

山村地域の将来にわたる持続的な発展を推進するため、県及び関係団体等が一体となって、総合的かつ着実な対策を検討、実施する組織。



(4) 効率的で災害に強い路網の整備

- ① 森林資源や林内路網の整備状況等を踏まえた上で、林道、林業専用道及び森林作業道の適切な組み合わせによる林内路網ネットワークの構築を進めます。
- ② 濁水発生防止など周辺環境への影響に配慮するとともに、地形や地質等の条件を十分に踏まえた、災害に強い林道等の整備を推進します。
- ③ 高性能林業機械等による作業システムに対応した林業専用道や森林作業道の適正配置に努め、森林施業のコスト縮減を図ります。
- ④ 木材流通の広域化や輸送車両の大型化に対応するため、幹線となる林道の改良や改築、土場・作業ポイントの配置など、効率的な木材輸送に向けた路網整備を推進します。

(5) 野生鳥獣被害防止対策の推進

- ① 野生鳥獣による森林被害を軽減するため、防護柵の設置等による「被害防止対策」と併せて狩猟における規制緩和や有害鳥獣捕獲等を実施し、効果的な捕獲を促進します。
- ② シカ、サルなどの生息状況や加害の実態等を把握し、狩猟や認定鳥獣捕獲等事業者制度による捕獲等により、適切な鳥獣管理に努めます。
- ③ 狩猟免許取得希望者のための事前講習会の開催や免許取得に係る経費への助成など狩猟免許を取得しやすい環境を整備するとともに、狩猟初心者・農林業者等を対象とした捕獲技術などの講習会を開催し、狩猟者の確保・育成を図ります。
- ④ 鳥獣被害対策支援センターを中心に、各地域での鳥獣被害対策や技術指導を担う「鳥獣被害対策マイスター」等の人材を育成するとともに、地域鳥獣被害対策特命チームとの連携による、地域が一体となって取り組む被害防止対策を支援します。

(6) 再生利用が困難な荒廃農地等の森林としての活用

- ① 早生樹の植栽やエリートツリーの母樹園の造成等、^{*}荒廃農地等を活用した収益性の高い林業の実証やモデル林の整備など、山村地域の所得確保につながる取組を推進します。
- ② 早生樹等の植栽に適した荒廃農地等の情報収集や選定、農家等への打診などを行う体制づくりにより市町村と一体となって取り組みます。

主な指標

項 目	現況値 令和元年度	目標値	
		令和7年度	令和12年度
再造林面積 (ha)	2,134	2,200	2,200
内数：造林と伐採の連携による再造林面積 (ha)	296	400	500
間伐実施面積 (ha)	2,606	6,000	6,000
スギ苗木生産量 (万本)	568	640	700
内数：コンテナ苗木生産量 (万本)	146	240	300
内数：エリートツリー由来の苗木生産量 (万本)	0	50	100
林内路網密度 (m/ha)	38.7	39.7	40.6
シカ推定生息数 (頭)	(平成30年度) 101,000	65,000	47,000
シカ捕獲数 (頭)	(平成30年度) 28,932	18,000	14,000

※荒廃農地 現に耕作されておらず、耕作の放棄により荒廃し、通常の農作業では作物の栽培が客観的に不可能となっている農地。

第4章 基本計画

3 安全・安心な森林づくりの推進

具体的な施策



(1) 林地の保全と保安林の適切な管理

- ① 森林の有する公益的機能の高度発揮が特に必要とされる森林については、長伐期施業や小面積皆伐など、公益的機能に配慮した森林整備を推進します。
- ② 伐採届出制度の適正運用の推進等により、無断伐採や植栽未済地の発生を未然に防止するとともに適切な再造林を推進します。
- ③ 人工衛星データやドローンを活用した効率的な伐採現場パトロールや植栽未済地とその更新状況の把握等により、森林の巡視体制や素材生産事業体等に対する指導を強化し、合法性や環境に配慮した伐採を推進します。
- ④ 森林の有する公益的機能の維持や自然環境との調和に配慮した森林の適切な利用を確保するため、国土利用計画に定める森林資源の循環利用や県土の保全などの「森林の果たす役割」にも配慮しながら、林地開発許可制度の厳正な運用と指導に努めます。
- ⑤ 保安林制度等の理解の促進に向けた森林所有者や地域住民等への普及啓発を推進し、水源^{かん}の涵養や生活環境の保全等重要な機能を有する森林については、保安林の計画的な指定や整備を進めます。
- ⑥ 「宮崎県水源地域保全条例」に基づく森林売買等事前届出[※]制度の適正な運用により、水源地域^{かん}にある森林の水源涵養機能の維持を図ります。



海岸保安林 (フェニックス・シーガイア・リゾート提供)

(2) 山地災害の防止と復旧対策の推進

- ① 激甚化する豪雨災害などに対応するため、荒廃森林や山地災害危険地区等の災害のおそれのある森林においては、治山事業を計画的に実施し、事前防災・減災を推進するとともに、被害箇所の早期復旧を図ります。
- ② 森林の水源涵養や土砂流出防止などの公益的機能を高度に発揮させるため、奥地水源地域や荒廃森林等において、治山施設等の設置と森林整備を一体的に実施するとともに流域治水の取組等と連携した対策を推進します。
- ③ 防災意識の高揚や山地災害危険地区の周知徹底を図るため、県のホームページの活用や山地災害防止キャンペーンの積極的な展開とともに、市町村と連携して地域住民への危険地区の情報提供に努めます。
- ④ 治山施設の点検結果等を踏まえた老朽化対策や施設の機能強化等に取り組み、災害防止機能の維持・向上を図ります。

※森林売買等事前届出制度 県が指定する水源地域内の森林について、所有権の移転等の契約締結予定日の6週間前までに所有者が知事に届出を行う制度。



(3) 風倒木・流木対策の推進

- ① 適切な間伐の実施により適正な林分密度を保つなど、根系の発達した健全な森林づくりを推進します。
- ② 重要なインフラ周辺で災害時に風倒木の発生が懸念される森林については、施設管理者と森林所有者、素材生産事業体等の協定締結による予防的伐採[※]を推進します。
- ③ 流木に起因する災害を防止するため、溪流等に堆積した流木や溪流沿いの危険木の撤去と合わせ、流木捕捉効果の高いスリットダム等の設置を進めます。



治山施設(スリットダム)

(4) 林野火災防止対策の推進

- ① 山火事による森林被害を未然に防止するため、県等による巡視や予防パレード等の普及啓発活動を実施します。
- ② 林野火災発生時の通報体制等の対応マニュアルの周知・徹底を図るとともに、国や市町村、関係団体等と連携しての情報収集・共有を適時適切に実施します。

(5) 森林病虫害対策等の推進

- ① 森林病虫害等による被害を未然に防止するため、森林の巡視により被害状況を的確に把握するとともに、関係者間の情報共有を図り、一体的な防除を推進します。
- ② 保安林等の公益的機能の高い重要なマツ林を中心に薬剤による防除を実施するとともに、被害を受けたマツの伐倒駆除の徹底と計画的な跡地植栽により、貴重な海岸林を保全します。
- ③ 県木「フェニックス」を食害する害虫の薬剤による防除や、被害木の伐倒駆除を行うとともに、新たに発生した森林病虫害の情報を把握し、防除方法等の情報提供を行います。



薬剤散布

主な指標

項 目	現況値 令和元年度	目標値	
		令和7年度	令和12年度
保安林指定率(%)	29.9	31.9	33.6
山地災害危険地区の着手箇所数(箇所)	2,557	2,655	2,737
重要インフラ施設周辺森林整備の協定締結累計件数(件)	0	50	100

※予防的伐採 倒木による道路の閉塞や電線の断線等を防止するため、未然に危険木を伐採すること。

第4章 基本計画

第2節 持続可能な林業・木材産業づくり

林業・木材産業は、山村地域において木材や特用林産物などを産出し、地域経済の活性化や雇用の確保に大きな役割を果たしています。

このような中、我が国の林業は、長期にわたり木材価格の下落等の厳しい状況が続きましたが、近年は森林資源の充実や国産材利用の増加により、活力を回復しつつある一方で、労働生産性の低さや担い手不足など、依然として厳しい経営環境にあります。

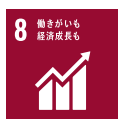
また、木材産業は、国際的な貿易協定への対策や国内外への販路拡大に向け製材品の加工・流通体制の更なる効率化・合理化、品質・性能の確かな製品の供給はもとより、新型コロナウイルス感染症により大きな影響を受けている世界的需要動向にも対応していくことが求められています。

さらに、木材利用の推進による森林資源の循環利用は「持続可能な開発目標(SDGs)」に大きく関わっており、その目標達成に向けて関係者が一体となって取り組む必要があります。

このため、効率的な林業経営の推進や林業事業体の育成、持続可能な原木供給体制の確立、需要者のニーズに応じた製品の安定供給のほか、消費者に選ばれる産地・製品づくりの推進や特用林産物の消費・販路拡大、普及指導等に取り組み、持続可能な林業・木材産業づくりを推進します。

1 効率的な林業経営と原木供給体制の確立

具体的な施策



(1) 施業集約等による効率的な林業経営の推進

- ① 伐採や植栽等の施業履歴など、林業経営に必要な情報の集積や活用に向けた取組を進めます。
- ② 施業の集約化等による効率的な林業経営や木材生産に向けて、森林施業プランナー等の育成を促進します。
- ③ 森林経営管理制度等を活用し、森林所有者に代わって森林の管理や経営を行う仕組みの構築を推進します。
- ④ 就業者の作業軽労化など就労環境の整備、素材生産事業体と森林組合等が連携した施業の促進など、効率的な森林施業につながる取組を推進します。

(2) 経営感覚に優れた林業事業体の育成

- ① 森林経営管理制度の重要な役割を担う「ひなたのチカラ林業経営者」の育成に向けて、長期にわたり安定的な経営を実現するための取組を推進します。
- ② 「林業労働力の確保の促進に関する法律」に基づく改善計画の認定を受けた林業事業体を対象に、雇用管理の改善や事業の合理化を推進します。



- ③ 地域の林業経営の重要な担い手である森林組合については、「ひなたのチカラ林業経営者」として、地域の森林整備に取り組みながら、組合運営の活性化や販売事業の拡大等による経営基盤の強化を促進します。

(3) 持続可能な原木供給体制の確立

- ① 林業・木材産業に関わる全ての関係者が、法令遵守や環境への配慮など「持続可能な資源の循環」の一翼を担っているという意識醸成を図ります。
- ② 位置情報(GPS)や地理情報(GIS)等を活用した流通木材の合法性の実証等を進めるとともに、業界ルールやチェック体制の強化を推進します。
- ③ 環境に配慮した伐採や主伐後の再造林を進めるため、「宮崎県伐採・搬出及び再造林ガイドライン」等の普及啓発を図ります。
- ④ 市町村と連携しつつ、効率的で持続可能な林業経営に必要な地形情報や森林資源情報等を集積し、ICTを活用した新たな生産管理の導入に向け、実践的な取組を推進します。



原木市場

(4) 効率的な機械化の推進

- ① 伐採、集材、造林、保育等のそれぞれの作業に応じた機械化を目指し、伐採・集材作業の遠隔化など、先進的な取組を推進します。
- ② GISやICT等を搭載した機械を活用した新たな作業システムの実証など、次世代技術の導入に向けた取組を推進します。
- ③ 伐採箇所の奥地化や高齢級林分の増加による大径化に対応するため、高性能林業機械の導入や輸送車両の大型化を促進するとともに、旧来の伐倒・搬出技術の継承等にも取り組みます。



素材生産

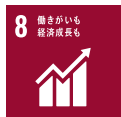
主な指標

項 目	現況値 令和元年度	目標値	
		令和7年度	令和12年度
素材生産量(千 m^3)	1,999	1,900	1,900
内数:ひなたのチカラ林業経営者素材生産量(千 m^3)	1,153	1,379	1,624
林業イノベーションに取り組む事業体数(者)	22	45	60
林業産出額(億円)	(平成30年) 291	291	292

第4章 基本計画

2 木材産業の競争力強化

具体的な施策



(1) 木材加工・流通ネットワークの構築

- ① 木材需要に柔軟に対応するため、山元から製材等までの情報・流通ネットワークの構築を推進します。
- ② 建築分野におけるパネル化等への移行に対応するため、生産ラインの改善やICT化を進め、製材工場やプレカット工場等の連携を推進します。
- ③ 供給サイドが需要者ニーズに応えるマーケットイン型等の製品流通体制づくりを推進します。

(2) 高品質・効率的かつ大径材加工に対応した生産体制の構築

- ① 乾燥材需要の高まりに対応するため、人工乾燥機の導入や天然乾燥土場の整備、製材品をストックする保管庫の設置等を推進します。
- ② JAS認証材などの高品質材の安定供給に向けた製材ラインの整備や製品流通の合理化・効率化を進めます。
- ③ 大径材の利用価値を高めるため、心去りによる木取りや乾燥方法の開発など、製材加工技術の向上と現場への普及を図ります。



木材乾燥施設



大径材加工施設

(3) 木質バイオマス活用の推進

- ① 林地残材や広葉樹等を効率的に収集・運搬するシステムを確立し、木質バイオマスの安定供給体制の構築に努めます。
- ② 木質バイオマス資源の有効活用を進めるため、畜産敷料・堆肥や製紙用パルプ等のマテリアル利用、発電・熱等のエネルギー利用等を、需給バランスを踏まえ推進します。



林地残材の収集

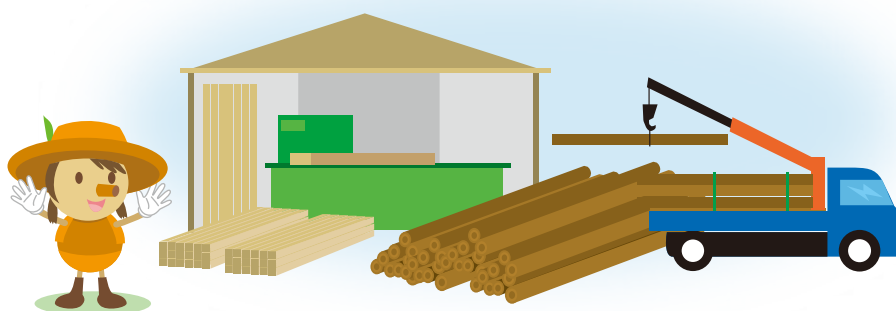


(4) 新たな木材需要創出に向けた取組の推進

- ① 住宅分野や非住宅分野における県産スギ材が使われていない部材への活用など、新たな木材需要の創出を目指し、利活用技術や製品の開発、販路開拓などに取り組めます。
- ② セルロースナノファイバー(CNF)や改質リグニン等のケミカル分野において新たな産業の創出を目指し、異業種連携や産学官連携など、木材の高付加価値化に向けた取組を推進します。
- ③ 早生樹やエリートツリー等の次世代原料の活用に向けマーケットニーズの把握を進めるとともに、その利活用に向けた製造技術等の研究開発を推進します。

主な指標

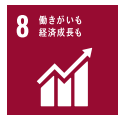
項 目	現況値 令和元年度	目標値	
		令和7年度	令和12年度
製材品出荷量 (千 m^3)	(令和元年) 955	920	920
製材品の全国シェア (%)	10.6	11.6	13.0
人工乾燥材生産量 (千 m^3)	(令和元年) 466	466	494
人工乾燥材率 (%)	58.0	60.5	64.2



第4章 基本計画

3 県産材の需要拡大の推進

具体的な施策



(1) 消費者に選ばれる産地・製品づくりの推進

- ① 県外消費地等における販路拡大を図るため、産地としての魅力を含めた県産材のプロモーション活動などを通じて、選ばれる産地づくりを推進します。
- ② 都市部における木材利用を進めるため、都市圏域の自治体や企業等との連携及びニーズに応じた製品の開発などを推進します。
- ③ 直交集成板(CLT)など新たな建設資材に関する研究開発や建築構法の試験研究及びその実用化など、普及に向けた取組を推進します。
- ④ 設計事務所や工務店等と試験研究機関等との連携により、大径材等を活用した新たな製品や構法等の開発を支援します。

(2) リフォームなど住宅産業等との連携の促進

- ① 市場規模の拡大が見込まれるリフォームや建物の新たな性能・価値を高めるリノベーションなどにおいて工務店等との連携を図り、内装材等の木材利用を促進します。
- ② 県内の製材工場や工務店等と研究機関との連携によるリフォーム市場等のニーズを捉えた製品や構法等の開発を支援します。
- ③ 県内外の木材・建築業界における連携体制を構築し、大径材などを活用した住宅の建設促進に取り組みます。



住宅リフォーム

(3) 公共建築物・非住宅・土木分野等への利用拡大

- ① 公共建築物や公益性のある民間施設等の木造・木質化を促進するため、木材利用技術センターに設置した木構造相談室によるアドバイスやモデルとなる施設の木造化等を支援します。
- ② 中大規模建築物が大半を占める非住宅分野での木造化を推進するため、木造建築の高い設計スキルを持つ建築士の育成を進めます。
- ③ 強度・含水率等の適正な格付けと表示がされたJAS製品やオリンピック施設整備を契機にニーズが高まっている森林認証材等の流通拡大への取組を推進します。



公共建築物の木造化



- ④ 県の公共土木事業において木材利用を積極的に進めるとともに、その工法等について広く市町村や民間事業者等へ情報を発信し、官民あげて土木分野等における木材利用を推進します。



木製床固工

(4) 県産材の輸出促進

- ① 安定的な原木輸出に取り組むとともに、本県の高度な木材加工技術を活かした、より付加価値の高い県産材製品の輸出拡大に向けた取組を推進します。
- ② 韓国への輸出については、パートナー企業を増やすためのバイヤーの招へいや技術研修会の開催による建築技術者への支援等により、安定的な県産材輸出を促進します。
- ③ 台湾については、パートナー企業づくりのための商談会等の開催やコーディネーターの設置、常設展示場の開設等により、県産材輸出の環境整備に積極的に取り組みます。
- ④ 中国、ベトナムなどアジア地域はもとより、有望な輸出先と考えられる米国等についても、県産材輸出のターゲットとしての可能性を調査するなど、企業等が行う新たな海外市場開拓のための取組を支援します。



海外での展示会

(5) 木づかい運動の推進

- ① 「みやざき木づかい県民会議[※]」を中心として、官民あげて県産材の利用促進や県民が気軽に木材と触れ合える機会の創出、県民への普及啓発など、脱炭素社会の実現に向けた取組を推進します。
- ② 子どもから大人まで、広く県民を対象にした木材の良さや使うことの意義を学ぶ機会の創出を推進します。

主な指標

項 目	現況値 令和元年度	目標値	
		令和7年度	令和12年度
製材品出荷量(千 m^3)	再掲	920	920
公共建築物における木造率(%)	24.7	30.0	35.0
木材輸出額(百万円)	4,641	4,880	5,017
内数:県産材の製品出荷額(百万円)	206	380	517

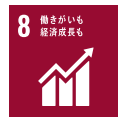
※みやざき木づかい県民会議

本県の林業を活性化し、豊かな森林を次世代に引き継ぐために、木材の良さや利用することの意義について理解と認識を深め、県民全体で県産材の地産地消に取り組むために平成25年に設置した会議。知事を会長に、現在45の団体に組織。

第4章 基本計画

4 特用林産物の振興

具体的な施策



(1) 特用林産物の生産振興

- ① 特用林産物(しいたけ・木炭・しきみ・たけのこ等)の生産に係る経営管理道等の生産基盤整備、省力化・効率化を図るための人工ほだ場、乾燥機、製炭窯等の施設整備を促進し、生産コストの削減や品質向上により生産者の収入向上に努めます。
- ② 生産者やJA、種菌メーカー等の関係団体と連携しながら、原木や菌床によるしいたけ生産施設の規模拡大を促進し、生産量の増加を目指します。
- ③ 野生鳥獣による特用林産物被害を防止するための侵入防止ネットや人工ほだ場等の整備を支援し、安定した生産量を確保します。
- ④ 県産備長炭の原木であるアラカシ等について、森林組合との連携による生育地台帳の整理や植栽等により、原木の安定的な供給体制を整備します。
- ⑤ 新規参入者等に対する給付金や研修会の開催等を通じて、新たな担い手の確保・育成を図り、山村地域の活性化を目指します。



原木しいたけほだ場



木炭生産

(2) 特用林産物の消費・販路拡大

- ① 県産乾しいたけのみやざきブランドとしての知名度アップや消費拡大を図るため、国内だけではなく海外も含めた消費・販路拡大活動への支援を行います。
- ② 県内外において、乾しいたけ等のPR活動や食育活動等を実施し、消費拡大を図ります。
- ③ 乾しいたけのトレーサビリティシステムの定着や食品表示法に基づく品質表示の適正化などに係る取組を推進し、消費者の安全・安心な食品に対するニーズに応えます。
- ④ 有機JASやGAP等の認証取得に対する支援を行うとともに、生産者や事業者等と連携して輸出先となる国や地域のマーケットニーズに対応した施設整備を促進し、国内市場での競争力向上や海外輸出の拡大に努めます。



- ⑤ 県産備長炭のブランド力向上のためのPR活動を支援するとともに、有利な販売につながる販路開拓等の促進や的確な情報提供に努めます。



乾しいたけ食育講座



乾しいたけ

(3) 新たな特用林産物の商品化

- ① 山菜や竹、特用樹等の特用林産物の地域資源を活用した商品開発や消費・販路拡大の取組を支援し、生産者の所得向上及び山村地域の活性化を目指します。
- ② 産学官が連携し、県産乾しいたけの旨味成分を加えた菓子等の新商品の共同開発に取り組むとともに、乾しいたけ消費量の少ない若年層をターゲットとした消費拡大を推進します。

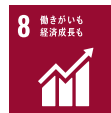
主な指標

項 目	現況値 令和元年度	目標値	
		令和7年度	令和12年度
乾しいたけ生産量(t)	(令和元年) 422	480	505
生しいたけ生産量(t)	(令和元年) 3,101	3,190	3,220
木炭生産量(t)	(令和元年) 263	306	342
特用林産物の認証取得件数 (有機JAS、GAP等)(件)	4	10	15

第4章 基本計画

5 研究・技術開発及び普及指導

具体的な施策



(1) 林業・木材加工試験研究と技術移転の推進

- ① 地域が抱える課題などを試験研究の重点テーマとして優先的に取り組み、地域の特性や現場の実態に応じた実用的な試験研究を推進します。
- ② 大学や国・都道府県などの他の公設研究機関及び企業等との連携(産学官連携)を強化するとともに、企業等への研究協力や人材の交流等に努めます。
- ③ ICT等を活用した森林管理方法やエリートツリー等優良苗木の増殖技術の開発、下刈り作業の省力化等を目指した造林技術や森林病虫獣害の防除技術の確立などの研究に取り組みます。
- ④ 県産スギ材の特性を生かした新しい部材や構法の開発など、地域の特性や現場に応じた試験研究に取り組みます。
- ⑤ 商品価値の高い新たな特用林産物の生産や早生樹等の木質バイオマス利用、低コスト化や気候変動に適應したきのこ類の生産技術の開発などの研究を進めます。
- ⑥ 研究成果の現場への速やかな技術移転や県内企業等への普及に努めます。



地上レーザ調査(3D画像)



従来の苗木

エリートツリー

(2) 異業種との連携促進による木材の新たな分野への利用推進

- ① 木材の利用拡大に繋がる新たな商品の効率的な開発について、接合金具や新素材等を扱っている異業種の企業などと連携して推進します。
- ② 県産スギ材を用いた新たな小規模建築物用耐力壁を開発するため、建設業や設計事務所等と連携して研究・開発に取り組みます。



耐力壁強度試験



(3) 地域に密着した普及指導の展開

- ① 森林・林業・木材産業に関する専門的かつ高度な知識を有し、市町村への技術的支援や森林所有者への指導等を的確に実施する林業普及指導員(森林総合監理士を含む)の資質向上に向けた研修の充実や適正配置に努めます。
- ② ICT等最新技術を活用した効果的な森林調査や路網設計技術の研修を行うなど、最新技術の現地適応化を図ります。
- ③ 適切な森林管理や特用林産物の生産、木材利用等を促進するため、林業技術センターや木材利用技術センターとの連携による試験研究成果の地域定着に向けた普及指導に努めます。
- ④ 地元大学等の試験研究機関はもとより、地域の農業や商工業分野等との連携を強化し、新たな技術や経営手法等の普及指導に努めます。
- ⑤ 森林経営管理制度を着実に推進するとともに、森林環境譲与税を有効に活用するため、制度の実施を担う市町村への支援を強化します。



林業座談会



原木しいたけ活着調査

主な指標

項 目		現況値 令和元年度	目標値	
			令和7年度	令和12年度
研究成果の移転 累計件数(件)	林業技術センター	88	100	110
	木材利用技術センター	72	90	105

第4章 基本計画

第3節 森林・林業・木材産業を担う地域・人づくり

県土の多くを占める山村地域は、豊かな自然を有するとともに、農林業生産活動を通じた県土の保全、水源の涵養^{かん}など重要な役割を果たしています。少子高齢化や人口減少が進行する中においても、将来にわたって活力ある山村地域を維持するためには、林業・木材産業の振興や生活環境及び就労条件の改善を図り、所得の向上や地域を支える担い手を確保・育成する必要があります。

このため、定住環境の整備や地域資源を活用した商品づくり、都市との交流促進等を図るとともに、県民の財産である森林と山村地域の基幹産業である林業や木材産業を守り、支える人材の確保・育成を進めます。

1 山村地域の振興・活性化

具体的な施策



(1) 定住環境の整備

- ① 山村地域の生活環境の改善、災害時の孤立集落の発生防止及び緊急輸送体制を確保するため、林道等の開設や既設道の改良・舗装等の機能強化により、公道や集落間を連絡する道路ネットワークの充実を図ります。
- ② 人家や防災拠点施設、避難経路等を保全するため、荒廃森林や災害のおそれのある山地災害危険地区等において、治山ダムや山腹緑化施設等による事前防災・減災対策を計画的に行います。
- ③ 森林の有する多面的機能を高度に発揮させるため、木材生産機能の高い人工林では間伐などの適正な森林整備を推進するとともに、急斜面や林地生産力の低い森林では広葉樹林化を進めるなど、多様な森林への誘導を図ります。
- ④ 集落周辺の防護柵の設置など鳥獣被害対策特命チームと連携を図りながら、地域が一体となって有害鳥獣に対する被害防止対策に取り組めます。
- ⑤ 中山間地域の基幹産業である農林業においてICTを活用して生産性向上を図る取組やローカル5G等を活用した経済・生活環境に係る様々な地域課題の解決に向けた取組を推進します。



集落を守る治山施設

(2) 地域の森林の適切な保全管理

- ① 新技術の導入等による森林施業の効率化・省力化や森林の未利用資源の有効活用等により収益を確保し、森林の適切な保全管理に繋がっていきます。
- ② 手入れの遅れた森林を適切に管理するため、地域住民などによる里山の保全・整備や森林資源の利活用などの取組を支援します。



- ③ 野生鳥獣による森林の被害を防止するため、効果的な防護柵の設置を支援するとともに、野生鳥獣の捕獲を担う狩猟者の確保・育成を図ります。

(3) 森林資源の活用による就業機会の創出と所得確保

- ① 自然公園や九州自然歩道等の計画的な整備により、利用環境を改善し、自然の恵みを体感できる場として魅力を高め、「ユネスコエコパーク」や「世界農業遺産」の取組と連携したエコツーリズム等による森林の利活用を促進します。
- ② 森林セラピーなど地域の森林資源を活用した保養活動やアウトドア体験など観光・レジャー、健康、教育等を目的とした取組を推進します。
- ③ 森林・林業の魅力発信や特用林産物などの地域資源を活用した商品開発等を支援し、山村地域での就業機会の創出や所得向上を目指します。



森林セラピー

(4) 都市と山村の交流促進

- ① 自然公園等の優れた景観の保護を図るとともに、安全かつ快適に利用できる環境を整備・PRし、都市部からの誘客を促進します。
- ② 国立公園等を活用した地域活力の向上を図るため、「国立公園満喫プロジェクト」の取組を推進するとともに、県内にある「ユネスコエコパーク」や「ジオパーク」等の地域資源ブランドを生かした取組などと連携しながら、訪日外国人旅行者等の交流人口の増加を図ります。
- ③ 企業や都市部の住民に対し、森林ボランティア等のフィールドとしての活用を促進し、交流を通じた地域活性化を図ります。
- ④ 新型コロナウイルス感染症の発生・拡大を契機に、テレワークなど多様化した企業や学校の「働き方・学び方の新しいスタイル」への移行に対応するため、森林空間を活用したワーケーションの取組を推進します。



自然公園（環境省えびの管理官事務所提供）

主な指標

項 目	現況値 令和元年度	目標値	
		令和7年度	令和12年度
山地災害危険地区の着手箇所数(箇所)再掲	2,557	2,655	2,737
県外からの林業・特用林産業新規就業者数(人)	18	23	23
自然公園利用者数(千人)	(平成30年度) 9,289	9,300	9,300

第4章 基本計画

2 林業・木材産業を支える担い手の確保・育成

具体的な施策



(1) 新規就業者の確保・育成

- ① みやざき林業大学校において、運営サポートチーム[※]との連携を図りながら、本県の林業に愛着を持ち、実践的な林業の知識や技術を身につけた即戦力となる新規就業者を確保・育成します。
- ② Webサイト「みやざきの『ひなたで林業』」による林業の魅力発信や就業希望者を対象としたガイダンスの開催、高校・短大等やハローワークへのリクルートブックの配布等により新規就業者の募集強化に努めます。
- ③ SNSの活用により、新規就業者の就業のきっかけやライフスタイルなど林業・木材産業を親しみやすく発信し、若者の就業を推進します。
- ④ ドローンによる苗木の運搬や背負式植栽機及び空調機能付き作業服の導入による育林作業の省力化・効率化など就労条件の改善を推進し、育林作業の担い手確保に努めます。
- ⑤ しいたけや木炭生産の新規参入者等に対する給付金や研修会の開催等を通じて、担い手の確保・育成を図ります。
- ⑥ 魅力ある林業の実現につながる森林・林業・木材産業のイノベーションなどに取り組み、異業種や都市部等からの林業・木材産業への就業を促進します。
- ⑦ 外国人技能実習制度を通じた林業への外国人材の受入れ等について、中央団体や他県の動きを注視しながら、県内団体の意見も踏まえ適切に対応します。



みやざき林業大学校長期課程実習



特用林産新規参入者研修

(2) 林業・木材産業のリーダーの育成

- ① みやざき林業大学校において、カリキュラムの充実や研修環境の整備等により体制強化を図り、高度な知識や技術力を備えた人材や林業振興、地域おこし等にリーダーシップを発揮できる人材を育成します。
- ② 林業経営・技術の継承・発展や地域特産品の開発にチャレンジする林業研究グループや自伐林家等の自主的活動を促進し、地域林業のリーダーを担う林業後継者を育成します。
- ③ 林業女子会「ひなたもりこ」の交流研修会や技能講習会等の開催を通じて、森林・林業・木材産業に関わりや興味がある女性同士の交流を促進し、女性参入を図るとともに、女性の視点による森林・林業の情報発信を推進します。

※運営サポートチーム 民間企業や林業事業体、行政等が一体となった就学・就業・定着を見据えた支援や指導協力など、本県森林・林業・木材産業の次代を担う、みやざき林業大学校の受講生に対するオールみやざきの支援体制。



- ④ 経営改善意欲や経営管理能力の保持、森林施業実行体制の確保、行動規範の策定などの基準を満たした「ひなたのチカラ林業経営者」の育成に努めます。
- ⑤ 林業・木材産業に関わる後継者等で構成されている木青会活動を支援し、資源の循環利用や環境保全などSDGsの達成に向け、産業人材の育成や会員相互のネットワークの強化を図ります。



「ひなたもりこ」研修会

(3) 就労環境の改善

- ① 施業の集約化や森林経営管理制度等により安定した事業量を確保し、通年雇用や月給制の導入により就業者の安定的な収入の確保を促進します。
- ② 就業者の社会保障の充実を図るとともに、福利厚生施設の導入により、働きやすい就労環境の整備を推進します。
- ③ ドローンを活用した森林調査や測量の実施、造林作業等の機械化による作業の省力化・軽労化に繋がる取組を推進します。

(4) 林業労働安全衛生の確保

- ① 安全衛生指導員による伐木造材に係る実技研修やリスクアセスメント研修及び安全巡回指導により、労働災害防止の取組を推進します。
- ② 安全な作業方法及びチェーンソー防護ズボンや安全靴、保護眼鏡等の着用を徹底するため「チェーンソーによる伐木等作業の安全に関するガイドライン」の普及・啓発を図ります。
- ③ 適正な路網整備と高性能林業機械の導入等により労働強度の軽減や安全性の向上等を推進します。



労働安全研修

主な指標

項 目	現況値 令和元年度	目標値	
		令和7年度	令和12年度
みやざき林業大学校研修受講者累計数(人)	463	2,863	4,863
内数:長期課程研修受講者累計数(人)	21	111	186
林業就業者数(人)	(平成27年) 2,222	2,100	2,000
新規林業就業者数(人)	211	150	150
労働安全研修受講者数(人)	150	200	250

※木青会 主に木材産業に従事する45歳以下の会員で構成される団体で、県内に7つの会団があり、上部団体として宮崎県木材青壮年連合会、九州木材青壮年連合会、日本木材青壮年団体連合会がある。

第4章 基本計画

3 もり 森林を育み、支える人づくり

具体的な施策



(1) 多様な主体による森林づくり活動の促進

- ① 研修会の開催や情報提供等により森林ボランティア団体等の育成を図るとともに、苗木の提供等により県民やボランティア団体等が行う森林づくり活動を支援します。
- ② 森林づくり等の知識や経験が少ない企業やNPO法人等をサポートし、多様な主体による森林づくり活動を推進します。
- ③ 社会貢献や地域との交流促進を目的として森林の整備や保全などの森林づくりに関わる企業の取組を促進します。



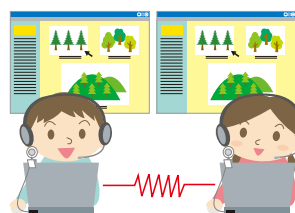
企業の森づくり

(2) 森林環境教育の推進

- ① 子ども達をはじめとする幅広い世代を対象とした森林環境教育を実施するとともに、森林環境教育の拠点となる「ひなもり台県民ふれあいの森」や「川南遊学の森」などの施設の充実を図ります。
- ② 自然体験活動等の指導者の派遣等を行うことにより、地域や学校等で取り組む森林環境教育の実践活動を支援します。
- ③ みどりの少年団の活動支援により、緑を愛する心豊かな青少年の育成を図ります。
- ④ 県及び県民等が協働して取り組む森林環境の保全に関する施策の実行に必要な財源として導入された宮崎県森林環境税について、様々なイベントやホームページ等を活用して周知を図り、県民の理解を深めていきます。
- ⑤ インターネットの利用により、リモート化した新たな森林環境教育プログラムを開発・実践するなど、森林環境教育の更なる充実を図ります。



森林環境教育





(3) 木育の推進

- ① 子どもから大人を対象とした木育教室の開催等を通して、木材の良さや木材利用の意義を学ぶ「木育」を推進します。
- ② 「みやざき木づかい県民会議」を中心として、県民が気軽に木材と触れ合える環境を創出するとともに、県民への普及啓発を図ります。
- ③ 民間事業者等が行う木育活動や保育園等の教育機関などが行う木育活動に必要な環境整備を支援します。
- ④ 木育活動を幅広く県民に定着させるため、民間の木育指導者の育成を図ります。



木育

主な指標

項 目	現況値 令和元年度	目標値	
		令和7年度	令和12年度
森林ボランティア参加団体数(団体)	206	230	250
企業による森林整備・保全協定面積(累計)(ha)	378	429	472
森林環境教育参加者数(人)	10,090	14,160	18,230
木育活動参加者数(人)	2,416	3,846	5,000

